農産物検査規格検討会(そば)議事録

平成 26 年 3 月 26 日 13:30 ~ 15:00 生産局第 1 会議室

開 会

○湯村企画官 定刻になりましたので、ただいまから農産物検査規格検討会を開催します。本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、生産局穀物課で農産物検査班の湯村でございます。

最初に、本日の出席者の皆様を御紹介させていただきます。お手元に会場図並びに農 産物検査規格検討会出席者名簿がありますので御覧下さい。

出席者を右回りの順に御紹介していきます。

私の向かって正面、全国蕎麦製粉協同組合理事長の黒子委員です。

続きまして、社団法人日本蕎麦協会 専務理事の野澤委員です。

続きまして、蕎麦製粉研究会 日穀製粉株式会社 業務部長の前島委員です。

続きまして、全国主食集荷協同組合連合会 業務部長の太田委員です。

続きまして、全国農業協同組合連合会 麦類農産部 大豆・特産課 課長の川口委員です。

続きまして、一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長の中川委員です。

続きまして、消費科学連合会 副会長の犬伏委員です。

続きまして、国立大学法人 新潟大学 教授の大坪委員です。

本日は以上8名の委員で規格検討会を開催してまいります。

挨 拶

- ○湯村企画官 それでは、本検討会の開催に先立ちまして、生産局農産部鈴木穀物課長よりご挨拶を申し上げる予定でしたが、所用により欠席となります。代わりに綱澤米麦流通加工対策室長より代読いたします。
- ○綱澤米麦流通加工対策室長 穀物課の米麦流通加工対策室長の綱澤と申します。先生 方、年度末のお忙しい中、本日はありがとうございます。司会から代読と言うことなの ですが、声が出なくなってしまいましたので、代読の代読で恐縮なのですが、田村課長 補佐にお願いします。本日はよろしくお願いします。
- ○田村課長補佐 それでは、穀物課で農産物検査班を担当しております田村です。私の

ほうから鈴木の代読で挨拶をさせていただきます。

農産物検査規格検討会の開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日、御出席の委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきま して、誠にありがとうございます。

米麦等の農産物検査につきましては、平成 25 年度で完全民営化から 8 年が経過しました。

現在、農産物検査結果は法の目的である流通規格としての機能のほか、例えば原料原産地表示の根拠、交付金の支払いの根拠、生産技術指導の情報などにも活用されており、これらは関係者の長年の御尽力により制度の信頼性が醸成されている賜物であると深く感謝申し上げるところです。

農産物検査規格については、これまでも農産物の生産・流通の実態の変化に応じて適 宜見直しをしてきたところですが、今回、そばにつきまして、容積重(充実度を現す指 標)を重視した流通実態に即した客観的な規格になるよう検査規格の改正が関係者より 要請されております。

このため、本日、皆様方の御参集をいただき、「農産物検査規格検討会」を開催し、そばの検査規格の改正につきまして検討をお願いすることとしたところであります。

本日お集まりの委員の皆様におかれましては、このような趣旨をご賢察の上、忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いでございます。

以上、簡単でございますが、私のあいさつといたします。

農林水産省 生産局 農産部 穀物課長 鈴木 良典 代読

資料確認

○湯村企画官 それでは、カメラ録りについてはここまでとさせていただきますので、 よろしくお願いします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、委員名簿と議事次第、それから、配布資料一覧でございます。次に資料1としまして「そばの農産物検査規格の設定について」、資料2の1としまして「普通そばの農産物検査規格(案)」、資料2の2としまして「だったんそばの農産物検査規格(案)」それから、最後に参考として農産物検査規格規程を抜粋した資料を配付しております。よろしいでしょうか。

座長選任

○湯村企画官 本日の検討会につきましては、農産物検査法第11条の規程に基づきまして、農産物の検査等に関し学識経験を有する方、関係者の意見を聴くことを目的に開催するものです。

まず、検討会の座長につきましては、委員の方からの互選としておりますが、事務局から御提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局としましては、一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長の中川委員に座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、中川委員に座長をお願いしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは御指名によりまして座長を務めさせていただきます、一般財団法 人全国瑞穂食糧検査協会の中川でございます。

皆様の御協力によりまして、できるだけ円滑に議事を進めていければと思いますので、 よろしく御協力のほどお願いいたします。

本検討会の議事は、原則公開となっております。

また、本検討会の資料及び検討会の議事録は、農林水産省ホームページに掲載し、公表されることとなりますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

資料説明

- ○中川座長 それでは、議事次第に従いまして、進行していきたいと思います。
- 3の議題について、資料の説明を穀物課米麦流通加工対策室農産物検査班田村課長補 佐にお願いします。
- ○田村課長補佐 お手元の資料の1、それから、資料の2に基づきまして、一括説明させていただきます。

お手元の資料、まずは、資料1のそばの農産物検査規格の設定についてでございます。

まず1ページ目、そばの農産物検査の状況ですが、そばは、生産者と実需者との相対取引が主体であったことから、農産物検査の受検実績は、長年、生産量の1~2割程度で推移してきました。しかし、近年は転作作物として水田で作付されることが多く増加傾向で推移しており、平成25年度の作付面積は61,400ha、収穫量は33,100 t となっています。特に、下のグラフを見ていただければわかるのですが、平成23年度から検査数量が増えていますが、これは平成23年度に農産物検査の等級に応じて交付金が支払われる仕組みが導入されたことを受けて、そばの生産量が大幅に増加するとともに、そばの受検数量も増加しており、直近は25年であれば受検率は63%となっています。昨年より生

産量が少なかったことから検査数量も少ないのですが、受検率は上がっているという状況になっています。直近の25年度の数字は1月末現在ですので、3月末まで若干上がると思いますが約21,000 tの検査実績となっています。等級比率で見ますと、1等が955、2等が26%、3等が59%、規格外6%ということで、22年度まではほとんど1等はなかったのですが、23年度から検査数量が増えて1等が出ていますが 1 等比率は10%前後となっております。

次に2ページ目、このようなそばの検査状況だったわけですが、生産者や実需者から 形質(外観の見ばえ)を重視する現行のそばの検査規格では、実需者が求めている早刈り (完熟前)で粒の色が薄いそばは下位等級となるなど、流通の実態に即しておらず見直す べきとの要望が出されておりました。

その要望を詳しく述べたものが下に列記してあります。かいつまんで説明しますと、生産者からは主に2点。せっかく実需の要望に応じて早刈りした場合には、粒の色が薄いために3等とか規格外など下位等級になってしまう。それから、夏そばは水分が高いので水分規格を緩和してほしい。16.0%を17.0%に緩和してほしいとの要望が出されています。

一方、実需者団体の方々からは、今のそばの検査規格が、流通実態や実需者の評価基 準との乖離があり、その1つは容積重。流通実態に合わせ各等級の数値を引き上げるべ きとのことでした。ちなみに、輸入そばは最低605g/Qあるとのことでした。次は粒度。そ ばの歩留まりは粒が大きいほど良いことから、国内産の規格にも粒度何%とかの基準が あってもよいのではないかとのことです。ちなみに輸入そばの場合、最低は4.5mm のふ るいであるとのことでした。それから先ほどから言っています粒の色ですが、早刈りで 粒の色が薄く、真っ黒でなくても、容積重が一定程度確保されていれば歩留まりに影響 がなく問題はなく使用できるとのことでした。それから被害粒。現行の規格はまた後で 説明しますが、3等は25%まで被害粒が入ってもよいことになっていますが、実態とし てはそんなに被害粒は入っていないし、もし25%まで被害粒が入っていれば、それはち ょっと問題があるので使えないとの話でした。それから発芽粒は、混入すると製麺適性 に大きな影響がある、つながりにくいということから、小麦と同じように混入程度を別 に設定できないかとのことでした。それから、異種穀粒、異物。そば粉にならないもの はきょう雑物として一括して1%程度にしてはどうかとのことでした。それから水分。 生産者からは水分の上限を緩和してほしいと話がありましたが、実需の方からは、水分 が極端に低いと製麺適性に影響があることから、現在下限は設定していないが、下限を 設定すべきとの意見がありました。

これらの意見が出されたことから、我々として、これは規格改正をするべきだとして、 改正の方向をまとめたものが3ページ目です。

流通の実態を踏まえ、従来の形質を重視した検査規格から、充実度を現す指標である

容積重を重視した客観的かつ簡素な規格とするということで、1つは、等級区分を3等級から2等級に簡素化する。それから、容積重が一定程度確保されていれば、外皮の色は真っ黒でなくても、製粉歩留まりは確保できるとしていることから、形質に係る規格を廃止して、合わせて流通の実態に即して容積重の最低限度を引き上げました。こうした改正を提案いたします。

下に写真がございますが、左側が現在使っている外観形質を判断するための見本、検査標準品でございますが、完熟したそばを使っていますので真っ黒なものでございます。

生産者や実需者の方々から要望のありました早刈りそば、早くても一定程度容積重があれば問題ないものが右側の写真でございます。この薄い茶色が、現行の規格であれば未熟粒とカウントされまして、下位等級に格付けされるものでございます。このようなことで改正していきたいと考えているところです。

引き続き、具体的にどのような規格をどのように変えるかということですが、お手元のA3の横長の資料を御覧ください。

資料の2-1と2-2がございます。まず、2-1の普通そばから説明します。等級区分ですが、三等級から二等級に変えるということですが、現在の1等比率は1割前後でわずかなものであり、実際の実需者のニーズを聞いてみましても、今の検査規格の1等程度の品質までは求めないとの御意見もございまして、このようなニーズ等を踏まえて等級は二等級に整理したいと考えます。それから、形質、これは充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等を、検査標準品という実物で表していますが、実際取引で使われているふるい目を踏まえた容積重という項目に置換えを行って規格から削除してはどうかということです。具体的には、充実度、粒形、粒ぞろいは容積重に置換える。色沢は、先ほどから説明していますとおり、現在は色に関係なく、容積重が確保されていれば良いことから削除するということです。

では、容積重の1等と2等の基準をどうするかということですが、現在の各等級の最低限度は現実に合っていないとの御意見もいただいていることから、流通品の実態調査も行い、実需の方々のお話も聞きながら設定いたしました。1等については、現行の610g/lbから30g/le引き上げて640g/leに、2等は3等がなくなることから、最低限度として現行3等の570g/leを10g/le、若干引き上げて580g/leにしたい。これまでの検査格付けでは、まず形質から検査し、標準品と比べて劣るものは下位等級に格付けしていました。2等の最低限度は、実需者の方々から600g/leが良いのではと御意見もいただきましたが、そばの生産量や品質はその年の天候等によって大きく変化することから、数年のデータを見ながら最低ラインとして若干の引き上げに止めております。

それから、但し書きがあります。先ほど実需者の話の中で出ましたが、ふるい目が判 断基準になっていると説明しました。ふるい目と合わせて容積重を判断しようというも のです。なぜかというと、容積重については、粒が大きいと間隙ができますので相対的に軽くなってしまい、粒の小さいものは隙間が少なく、詰まって重くなります。すなわち、同じような充実の程度でも、小粒のそばの方が容積重が高くなって同じ評価ができないという御意見でございました。現在業界で使われている4.5mm の丸目ふるいをもって分けて、その上に残るものが全体の量の70%未満のものは、小粒ということでプラス20g/0とすることによって同じ評価ができるということでございますので、プラス20g/0とさせていただくということです。小粒が適用されるのは主に在来種でございます。現在、主流となっている近年開発された品種は通常の粒であります。

水分の限度は16.0%ということで、現行のままにさせていただきたいと考えております。夏そばは水分がもともと高いから、もっと緩和してほしいとの意見もありましたが、保管・製粉適性を考えると水分が16.0%を超えると、適性が非常に劣ってしまうということでした。16.0%がぎりぎりであるということから変えないということです。それから、実需の方から下限を設けてほしいとの話がありましたが、今の生産の実態を考えると、一部にまだまだ自然乾燥に近いような状態もありますので、一気に下限を設定することはなかなか難しいだろうということなので、現行どおりとさせていただきたいと考えております。

続きまして、被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物です。現行の規格では、全部合わせて計として1等は5%、2等は15%、3等は25%という数値になっています。実需の方から、3等の25%は被害粒として緩いので見直すべきではないかと要望がありました。これでは被害粒が25%あっても良いという数値なので、現実に合っていないという部分もございますので、改めさせていただきたいと考えております。具体的には、合計での混入限度をやめまして、個々に混入限度を設定します。未熟粒の混入限度は設定しない、つまり定義しないというやり方にしたいと考えております。

被害粒の混入限度は、そばの製粉歩留まりや品質に影響しますので、流通実態を踏まえて独立して設定することとしました。新 1 等は従来の 1 等 5 %をそのまま適用し、新 2 等は未熟粒を定義しないことから、現行 3 等の規格ではなく、 2 等の15 %を適用します。 15 %程度であれば、現行の被害粒の実態としても、ぎりぎり容認できる数値であると実需の方からお話をいただいています。 我々が流通品を調べた限りでは被害粒の混入は多くても $3\sim4$ %程度、よっぽど被害がひどくても 10 %程度の混入であります。

それから、発芽粒の要望がありました。別途に設定してはどうかということでしたが、 我々も検討しましたが、発芽粒がどの程度混入していたら製粉適性に影響あるのかのデータがなかなかないということ、それから、現行の検査で判断する際、芽が完全に出てしまえばわかるのですが、一寸しか芽が出ていないとそばは殻を被っているのでわかりにくい。判断や検査の仕方に掛かってくるので、引き続き検討させていただくということで、今回は被害粒一般として、別に定義しないこととにさせていただくことで考えま した。

それから、異種穀粒、異物、これは実需の方からの要望として、もっと厳しくしてほ しいということでございました。現行規格で3等は合わせて4%ですが、合わせて1% 程度にしてはどうかという御意見もいただいたところです。まず、異種穀粒ですが、実 態としてまだたまだ小麦等の二毛作もあり、実際に混じる可能性もあります。極端に厳 しくするということもなかなかいかないのですが、現行でもコンタミ防止措置も図られ ていることから、1等はそのままですが、新2等は現行2等の2%を適用し、若干混入 限度を低くしたいと考えております。それから異物、これも混入限度は厳しくしてほし いと話がありました。今の生産実態からすると、収穫、乾燥・調製ではまだまだ手作業 の部分が多く、調製機械も唐養選だけの場合もあるということで、なかなか夾雑物をゼ ロにするということは難しいということでした。そのため、新1等は現行1等の0%を 適用しますが、新2等は最低ラインということで現行3等の1%を適用させていただき たいと考えております。それから、だったんそばの混入は今までどおり変更ありません。 普通そばには、今説明した2倍体のほかに4倍体があります。品種開発されて粒が大き いのですが、実態を調べたところ一部の県で数トンしか検査実績が無く、実際はスプラ ウト(発芽野菜)として使われており、製粉にはされていないということでした。4倍体 の容積重も本来は見直すべきなのですが、用途がスプラウトでもあり、我々としてもデ ータも無いことから、現行の1等と3等の規格をそのまま適用させていただきたいと考 えております。引き続きデータ収集を行って検討していきたいと考えております。これ が普通そばの規格改正案です。

続いて資料の2-2、だったんそばです。これは2年前に規格を作成しましたが、今回、普通そばと同じような考え方で見直していきたいと考えます。等級区分は普通そばと同様に二等級、形質は廃止して、客観的な指標に置き換えるということです。この場合、容積重の取扱いですが、確かに製品歩留まりの要素ではありますが、だったんそばは生産量も検査実績も少なく、本年産で120t程度でデータが少ないということ、実際使っている方もそば茶のほうが多く、容積重が重視されているというより、むしろ粒度で判断しているということでしたので、1等・2等とも2.5mmの縦目ふるいをもって分けて、篩いの上に残る粒の重量割合が80%以上残っていれば1等、2等の等級に入る。反対に残らなければ規格外とすると考えました。当然粒が小さければお茶にした場合製品歩留まりが悪くなります。これを判断基準としたいと考えております。

それから水分ですが、2年前のだったんそばの規格設定の規格検討会の際に16.0%にしてほしいと御意見もありましたが、当時は流通実態もわからなかったこと、普通そばと比べてカビが発生しやいとの御意見があったことから、当面15.0%で規格を設定した経緯があります。今回、2年が経過し流通実態も調べた上、実需の方に確認したところ16.0%に緩和しても問題ないということでした。あと、被害粒、異種穀粒、異物の考え方

は、普通そばと同じです。普通そばの混入限度も変えません。

このような案で提案いたしますので、検討委員の方々の御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

検討委員による議論、意見交換

○中川座長 どうもありがとうございました。それでは、これから検討委員の皆様の間 で御議論を始めたいと思います。

まず、事務局より説明のあった資料について御質問事項はありますでしょうか。事実 関係がクリアになった所で、それぞれの皆様から御意見を伺います。

- ○大伏委員 資料1の1ページところで、1等から規格外までありますが、新しい規格 でどのようになるのでしょうか、また、被害粒も緩和されたように感じますが、新しい 規格になった場合の等級グラフはどのようになるのでしょうか。
- ○田村課長補佐 被害粒の混入程度を調べますと、多くても3~4%ですので、被害粒による等級落ちはほとんどないと思われます。容積重については、年によって変わることがありますが、直近のデータで見ると、1等640g/ℓにした場合、上回るものが半分程度あると思われます。2等の580g/ℓを下回るものはほとんどありません。排水不良等で元々生育の悪いものは、従来でも規格外になっています。我々としては通常の生育で、きちんと調製されれば580g/ℓを下回るものはないと思っております。
- ○犬伏委員 現行の2等が何処になるのでしょうか、3等や規格外が新しい規格で何処に当てはまるのかが知りたいと思います。検査制度があることが安心につながっているのだと思いますが、その検査制度によって等級が付けられ、色々な補助金に関わってきています。そうすると、現行で2等でお金をもらっていた人が、今回の改正で少なくなる人がどの程度いるのか、生産意欲がそがれることはないのか。生産者の手取りが減るのは困るのではないか、その辺が心配になりますが。
- ○綱澤室長 25年産の状況について、数字だけを申しますと、2等に格付けされたものの中で640g/0を超えたものは約半分です。
- 〇中川座長 ありがとうございました。ほかに御意見の前の御質問はありますか。それでは、そばの検査規格(案)について、それぞれのお立場で御意見をいただきたいと思います。まずは、黒子委員からお願いします。
- ○黒子委員 私ども全国蕎麦製粉協同組合として、規格に対して意見を多々述べさせていただいております。流通実態に即して作っていただいていると理解しております。 2 等、3等につきまして、2等区分を大きくしていただいたことから救われる。農家さんも良い規格だと判断しています。ひとつ懸念するのは、島根県の小さいおそばとか、特殊な品種のそばに、規格をどう対応していくのか、今後検討が必要だと思います。

ただ、現行で流通しているものについては全て網羅されていると判断しています。

- ○中川座長 案については賛成ということですか。
- ○黒子委員 問題ございません。
- ○中川座長 次に野澤委員からお願いします。
- ○野澤委員 基本的に賛成です。流通実態に即されているものと考えます。お蕎麦屋さんが求めているもの。一般消費者が求めているもの、要は安全安心が満たされているということで、案でよいと思います。
- ○中川座長 ありがとうございました。次に前島委員からお願いします。
- ○前島委員 本日は蕎麦製粉研究会として参加させていただいております。基本的には 賛成でございます。今は実態と規格にギャップがあります。規格より良いものが流通し ている実態にありますので、実態に合わせてやや厳しく改正していただいている。なお かつ、不作を考慮して救済している部分もあり、よくバランスがとれた案と思います。
- ○中川座長 ありがとうございます。以上3名の方が実需サイドの御意見であります。 続きまして、太田委員からお願いします。
- ○太田委員 今回の規格改正については、容積重主体という事で非常にわかりやすく、 流通に即したものとして賛成します。
- ○中川座長 続きまして川口委員からお願いします。
- ○川口委員 生産者にとっても、ユーザーの求めているものが作れることになるので、 改正案に賛成します。
- ○中川座長 ありがとうございました。それでは犬伏委員からお願いします。
- ○大伏委員 生産者側、実需者側が賛成であれば、何もいう事はありません。おいしく 食べさせてください。ただ、生産者の収入が減る心配はないのでしょうか。
- ○中川座長 川口委員お願いします。
- ○川口委員 数量払いの部分になります。この場での質問することではないと思っておりましたが、1等、2等、3等、規格外で交付単価が決まってきます。現行3等で格付けされているものの一部が2等になるということであれば、かなり拾われる部分、逆に生産者の皆さん、最終的にバランスするか、少し良かったなといえるものになるのかなと判断して賛成しています。
- 〇中川座長 若干申し上げると、生産者の方にとっても、今より少しでも良くして助成金の多いところを狙っていこうという、努力の余地も大事だと思います。では大坪委員からお願いします。
- ○大坪委員 先ほど、明確な説明をいただいてよくわかったのですが、生産が増加し、 受検率も上昇しているので簡素化が必要である。そのために等級を2つにした。それか ら、検査される方もする方も両方大変だと思います。形質は非常に難しいので、省略さ れて実態に合わせて、容積重を重視して検査しやすくした。ここが大きなポイントだと

思います。そして、健全性や歩留まり、さらには品質も大事だと思います。生産者の皆様、実需者の方、消費者の方も賛成しているので、今回の改正は非常にいい改正ではないかと感じた次第です。今後は、16.0%の水分が大丈夫かなと思います。不均質になるとカビが発生します。均質な調製が大事かなと思います。今回、社会ニーズを捉えて改正されたということなので、今後も新しい品種が出てきたり、実態が変わっていった場合には、今回のようなニーズを捉えた改正をお願いしたい。

○中川座長 ありがとうございました。今皆様から御意見をお聞きしましたが、特段、 反対というご意見はありませんでした。総括しますと賛成ということで、括れるかと思 います。

今、黒子委員から島根県の特殊なそばの話がありましたが、将来的に生産量が増えて くれば対応していただけるということでよろしいですか。

- 〇田村課長補佐 はい。
- ○中川座長 それでは、今各委員から御意見をお聞きしましたが、特段、反対という意見もございませんし、総論で賛成をいただいたというふうに総括させていただきましてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。ただいま、事務局から御説明がありましたそばの農産物検査規格案については、当検討会として賛成で一致したとまとめさせていただきます。大変、効率的に進めていただき短時間で審議が終わり、改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

閉 会

- ○湯村企画官 中川委員には座長を務めていただき大変ありがとうございました。最後 に事務局より連絡があります。
- 〇田村課長補佐 今回、検査規格を御検討いただきましたが、今後、我々として検査規格の改正手続きを行います。具体的に、まずパブリックコメントを行い、関係する農産物規格規程、これは告示でございますので告示の改正を行って、登録検査機関への周知を行い施行を行っていきます。抜本的な改正でもあり、生産者の方や実需者、取引業者へ十分周知をしていかなければなりません。登録検査機関の検査のやり方も変わるので、ふるい等の器具の準備に時間も必要なことから、規格の適用は平成27年度からにさせていただきたい。その間、必要なデータを収集して、規格について引き続き検証は行っていきたいので、御協力をお願いします。
- ○湯村企画官 これをもちまして、農産物検査規格検討会を終了させていただきます。